

# 要 望 書

平成 18 年 10 月 27 日

東京都足立区長  
鈴木恒年 殿

犯罪被害者家族の会 Poena (ポエナ)  
会長 小林邦三郎

1. 殺人による損害賠償の請求権の消滅に関して
2. 時効の経過した殺人者への退職金の支給に関して

東京都足立区小学校教諭の石川千佳子さんが 1978 年に行方不明となり、26 年後に他殺体で発見されました。自首した犯人「和田信也」は謝罪の意志が全く無く、殺人の責任を感じておりません。現在、刑事並びに民事とも時効の経過で刑の執行と賠償請求権は認められておらず、事態が明らかにできなかったことを考えますと、時効に対する判断が正しいとは言えません。犯人には道義的責任が存在しており、それは「人として生きる」ために果たさなければならぬ責務と考えます。これを放置すれば、分からなければ殺人を犯しても罪にならない立証となり、あらためて時効の恐ろしさを心から感じると同時に、ご遺族の無念と苦しい心情を察し、同じ犯罪被害者遺族としてお願いするものです。

突然の行方不明のままで労災や賠償の手続きができなかったことを知りながら、学校、教育委員会、区が「殺人」と判明した時点で謝罪もせずに責任を取ろうとしていないことは残念でなりません。本来は裁判の判断に委ねることではなく、プール当番として日直の勤務状態であったこと、学校内で殺害されたことを考えますと、当然に労災と損害賠償の給付が速やかに実行されなければなりません。教育に携わる者が責務から逃れて責任を認めないことは、人としての道に反することであり恥ずべき行為と思っております。

事件を検証し改めていくことに関して日本社会は甘く、犯罪防止と犯罪者更生への関心と取組みが欠けていると常に感じています。当該犯人においても通常の退職金と年金が支給されたままであることについて、早急に検証することは足立区の責任であると考え、上記二項目の主旨をご理解いただきまして、速やかに実行賜りますようお願い申し上げます。

## 記

- 1) 損害賠償の請求権

被害者はプール当番として日直の勤務中でした。犯人は警備員（区職員）として勤務中

に犯行に及んだ末、死体を自宅に隠し事態を長年にわたり隠匿していたのです。妻がこの事実を何も知らなかったというのも信じがたく、また犯人の勤務態度の問題点を多くの人々が指摘しているにもかかわらず、誰も疑うことなく安易に「行方不明」として処理したことは、学校、教育委員会、警察全てに責任があることは明白です。しかも学校内で殺害されたことは、被害者に過失が無く賠償を受ける権利があることも当然です。行方不明のままでは損害賠償の請求をすることができず、事実ご遺族は遺体が発見されるまで生きているものと必死に探し続けており、26年前に遡って時効の経過が成立することは法の存在意義にかかわるものと考えます。犯罪被害者等の権利も認めることも大切であり、正当な損害賠償の給付を要求することは亡き命の名誉のためにも認められるべきでしょう。司法に委ねる以前の問題と考えておりますので、ご遺族への謝罪を一日も早く実行して頂き、賠償についても速やかに検討され給付されるよう望んでおります。

## 2) 犯人への退職金支給の返還要求

殺人者に退職金は通常通り支給されたまま、殺人が判明した後も返戻の手続きがされていません。職員の背任行為等の場合は、条例で定める通り退職後に判明しても返還する義務が生じるものであり、区が要求していないことは職務怠慢であり遺憾に思います。公的資金は無駄に使用するのではなく、有効なことに大切に使ってほしいと望んでいます。刑事責任は現行法において認めることは困難かもしれませんが、民事責任と道義的責任は消滅するものではありません。犯人に償いをさせるためにも厳格な対応が必要であり、責務もあると考えます。被害者に対して犯人が謝罪するよう、足立区として当然指導していただけるものと思っております。

亡き命のためにも生涯にわたり謝罪することが人としての務めです。

以上